

社団法人 日本義肢協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本協会は、社団法人日本義肢協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を東京都文京区本郷5丁目3番7号に置く。

2 本協会は、総会の議決を経て、各地に支部を置くことができる。

(目 的)

第3条 本協会は、身体障害者（肢体不自由者）の社会復帰を促進するため、義肢装具等の研究開発を推進し、技術の向上を図り、もって身体障害者の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 製品の材質改善、製法規格の適正化に関する共同研究
- (2) 製品の研究開発を助長するため、必要に応じ医学、工学その他必要部門についてそれぞれの権威者を招聘し、会員に対し講習会の開催をすること等による知識技術の向上と普及
- (3) 義肢装具の知識と技術向上に必要な研究成果等について本協会の刊行誌に掲載することによる情報提供
- (4) 外国の製品に関する情報、資料の蒐集
- (5) 政府の関係機関に対し、その行政施策に必要な現実に応じた諸資料の提供による協力
- (6) 会員相互の連絡調整
- (7) その他本協会の目的を達成するに必要な事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 本協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人または団体
- (3) 名誉会員 本協会に功労のあった者または学識経験者で総会において推せんされた者

(入 会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、理事長

が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。ただし、第5条第3号に規定する名誉会員を除く。

- 2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。

(会 費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 正会員及び賛助会員は、本人が死亡または本法人が解散したときは退会したものとみなす。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款または規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(種 別)

第12条 本協会に、次の役員を置く。

理事 10人以上15人以内

監事 2人

- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長、1人を常務理事及び1人を会計理事とする。

(選 任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長、常務理事及び会計理事は、理事のなかから総会において選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

(職 務)

第14条 理事長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事長、副理事長が共に事故あるときは理事会において理事のうちから代行者を定める。
- 4 常務理事は、本協会の常務を分担処理する。
- 5 会計理事は、本協会の会計を分担処理する。
- 6 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。
- 7 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況または業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会または主務官庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会または理事会の招集を請求し、若しくは第4章又は第5章の定めにかかわらず、総会または理事会を招集すること。

(任 期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第17条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第18条 本協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本協会の重要な事項について、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第4章 総 会

(種別)

第19条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第21条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回5月に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 総会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第 26 条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 27 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名、押印をしなければならない。

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(機 能)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第 31 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面を

もって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号または第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数等)

第34条 理事会については、第25条から第28条までの規定を準用する。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第35条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 寄 付 金 品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第36条 本協会の財産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、主務官庁に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第39条 本協会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3ヶ月以内に主務官庁に報告しなければならない。この場合におい

て、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(会計年度)

第40条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第42条 本協会は、民法68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経て解散することができる。

(残余財産の処分)

第43条 本協会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て、本協会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第44条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第45条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第9章 雑 則

(委 任)

第46条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところにより、その任期は、昭和42年5月20日までとする。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1. この定款は、昭和42年5月11日より施行する。

附 則 (昭和44年 月 日改正)

1. この定款は、昭和44年 月 日より施行する。

附 則 (昭和48年 月 日改正)

1. この定款は、昭和48年5月11日より施行する。

附 則 (昭和49年7月12日改正)

1. この定款は、昭和49年7月12日より施行する。

附 則 (昭和62年10月27日改正)

1. この定款は、昭和62年10月27日より施行する。

附 則 (平成7年10月9日改正)

1. この定款は、平成7年10月9日より施行する。

附 則 (平成11年5月14日改正)

1. この定款は、平成11年5月14日より施行する。

附 則 (平成18年8月11日改正)

1. この定款は、平成18年8月11日より施行する。

2. ただし、第12条第1項の規定については、平成19年5月19日より施行することとし、前項に規定する日に現に役員であるものについては、なお従前の例による。

〔経過記録〕

昭和 42 年 5 月 11 日	社団法人設立認可
昭和 42 年 6 月 1 日	設立登記
昭和 44 年 月 日	定款一部変更認可 事務所移転、副理事長 1 名増、地区理事の増に伴う 改正
昭和 48 年 月 日	定款一部変更認可 社団法人 義肢協会から社団法人 日本義肢協会へ の名称変更に伴う改正
昭和 49 年 7 月 12 日	定款一部変更認可 支部設置に伴う改正
昭和 62 年 10 月 27 日	定款一部変更認可 常務理事の設置に伴う改正
平成 7 年 10 月 9 日	定款一部変更認可 顧問制度設置に伴う改正
平成 11 年 5 月 14 日	定款一部変更認可 「ただし、常務理事を除く理事及び監事は会員である ことを要する。」の削除に伴う改正
平成 18 年 8 月 11 日	定款一部変更認可 「ただし、第 1 2 条第 1 項の規定については、平成 19 年 5 月 19 日より施行することとし、前項に規定 する日に現に役員であるものについては、なお従前 の例による。」を付記